

指名停止業者一覧

令和8年1月14日現在

称号又は名称	住所	指名停止期間	指名停止理由
新明和工業（株） 流体事業部営業本部中部支店	愛知県名古屋市中区大須 1-7-11	令和7年4月9日 ～ 令和7年6月8日	対象業者が、遅くとも平成29年6月29日以降、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事の見積り合わせにおいて、相互に又は他の事業者と共同して、供給予定者を予め決定し、供給予定者が供給できるように提示する見積額等を調整していた。この行為が、競争を実質的に制限しており、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為であるとして、令和7年3月24日公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
（株）中央技術コンサルタンツ 名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区 名駅3-28-12	令和7年8月7日 ～ 令和8年2月6日	対象業者の東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務の入札において、同市職員から入札情報に関する情報を事前に受け取り、不正に落札したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたことによる。
新明和工業（株） 流体事業部営業本部中部支店	愛知県名古屋市中区大須 1-7-11	令和7年10月16日 ～ 令和7年12月15日	対象業者が、特定特装車製品の販売価格の引き上げ等について他社と情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から違反行為の認定を受けたことによる。
極東開発工業（株）	大阪府大阪市中央区淡路町 2-5-11	令和7年10月16日 ～ 令和7年12月15日	対象業者が、特定特装車製品の販売価格の引き上げ等について他社と情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
日本交通技術（株） 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区椿町 14-13	令和8年1月15日 ～ 令和8年7月14日	対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。

指名停止業者一覧

令和8年1月14日現在

称号又は名称	住所	指名停止期間	指名停止理由
丸栄調査設計（株） 名古屋支店	愛知県名古屋市中区丸の内 3-5-2 ミュゼット丸 の内601号室	令和8年1月15日 ～ 令和8年7月14日	対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
ジェイアール東海コンサルタンツ（株）	愛知県名古屋市中村区名駅 5-33-10	令和8年1月15日 ～ 令和8年4月14日	対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
大日コンサルタント（株） 中日本支社	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13	令和8年1月15日 ～ 令和8年4月14日	対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
（株）トーニチコンサルタント 中部支社	愛知県名古屋市中区葵1- 20-22	令和8年1月15日 ～ 令和8年4月14日	対象業者が、半田市を含む地方公共団体等が競争入札等により発注した特定跨線橋点検等業務において、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和7年12月19日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。